

# 地域支援事業について

(案)

令和2年11月  
湖 南 市

# 1. 地域支援事業の状況

## (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

### 【事業内容】

平成 29 年 4 月より要支援 1. 2 の人に対し介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）を実施しています。

また、介護認定を受けていない人でも基本チェックリストにより「事業対象者」と判定された人については随時総合事業のサービスを利用しています。

### ■総合事業のサービス

実施事業	事業内容
訪問型サービス（従前相当）	今までの介護予防訪問介護と内容・料金ともに同じ。
訪問型サービス（A 型）	人員等緩和した基準による訪問型サービス。生活援助に限る。
短期集中型訪問サービス	短期間で実施する栄養士や保健師による居宅での訪問指導。
通所型サービス（従前相当）	今までの介護予防通所介護と内容・料金ともに同じ。
通所型サービス（A 型）	人員等緩和した基準による通所型サービス。入浴介助はない。
短期集中型通所サービス	3 か月間集中的に専門職による運動器の機能向上を目的とした教室。

## (2) 包括的支援事業

### 1) 介護予防ケアマネジメント業務

#### 【事業内容】

平成 29 年度から総合事業対象者に対して日常生活の状況、生活機能の低下の原因や背景等の課題を明らかにし、目標を設定し、必要に応じて介護予防ケアプランの作成、モニタリングの実施、適宜、介護予防ケアプランの見直し等を行っています。

#### 【現状と課題】

- ・総合事業対象者については原則地域包括支援センター職員が担当し、ケアマネジメント A の様式にて自立支援に向けてマネジメントを実施しています。要支援認定者の総合事業利用については、担当ケアマネジャーへの助言指導を行っています。
- ・窓口での相談については、介護認定が必要なサービスを希望される場合が多く、総合事業対象者の基本チェックリスト実施について、対象者数が伸びていないのが現状です。一方で、センター職員はケアマネジメントについては兼任であり、対象者が増加するとタイムリーに対応ができなくなる可能性があります。

#### <介護予防ケアプラン作成事業の実施状況>

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	内容
二次予防事業参加者に対するケアプラン作成	26 人	41 人	26 人	14 人	12 人	「喜楽らくらく塾」参加者に対しケアプランを作成する。

＜介護予防給付ケアプラン作成事業の実施状況：延べ件数＞

事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	内容
介護予防給付プラン作成事業	委託分	2,235 件	2,452 件	2,186 件	1,819 件	2,241 件	予防給付やハイリスクの高齢者に対し、ケアプランを作成する。
	直営分	51 件	18 件	12 件	12 件	12 件	
	自己作成	12 件	12 件	14 件	12 件	14 件	

2) 総合相談支援業務

【事業内容】

。地域におけるネットワークを構築するとともに高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげます。

【現状と課題】

- ・庁舎内連携及び他機関連携を展開しつつ、65歳以上の高齢者の相談窓口として、あらゆる相談を受け適切なサービスおよび支援に繋がるよう支援を行っています。
- ・住民生活相談室と連携をし、65歳以上の方の漏らさない相談窓口としての機能を発揮できるように他機関連携および庁舎内連携をさらに構築する必要があります。

＜地域包括支援センター（平成 29 年度以前は高齢者支援センター）の総合相談の実施状況＞

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	内容
相談実件数	1,683 件	1,456 件	1,415 件	2,657 件	2,167 件	上記現状のとおり
相談実延数	4,094 件	2,382 件	2,177 件	4,144 件	3,692 件	

3) 権利擁護業務

【事業内容】

地域福祉権利擁護事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供しています。特に、①成年後見制度の活用促進、②虐待事例等における老人福祉施設等への措置、③高齢者虐待への対応、④困難事例への対応、⑤消費者被害の防止に努めます。

【現状と課題】

- ・成年後見センターばんじーと連携し、地域福祉権利擁護事業および成年後見制度の利用を進めています。また、他機関連携および適切な支援とつながるよう支援をしています。虐待対応に関しては本人支援と養護者の支援に努め、措置対応も含めさらなる権利擁護の促進に繋がるよう取り組んでいます。

＜権利擁護事業の実施状況＞

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	内容
権利擁護に関する相談	延べ 110 件	延べ 109 件	延べ 47 件	延べ 78 件	延べ 55 件	
成年後見制度相談事業	延べ 66 件	延べ 70 件	延べ 43 件	延べ 44 件	延べ 54 件	成年後見制度の利用に関する相談を行う。
地域福祉権利擁護事業 (利用に結びついた件数)	4 件	1 件	3 件	5 件	3 件	社会福祉協議会と連携し、制度の周知を行うと共に高齢者の生活支援、金銭管理等を行う。

#### 4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

##### 【事業内容】

包括的・継続的ケアマネジメントを目指し、①ケアマネジャーと関係機関の連携の支援および地域の連携・協力体制の整備、②ケアマネジャーのネットワークの構築と活用、③ケアマネジャーへの個別指導・相談および事例検討会や研修会等の実施、④困難事例への指導・助言を行います。

##### 【現状と課題】

- ・地域包括支援センターを南・北の2チームに分け、ケアマネジャーからの相談を担当地域の職員が受けることで、地域の特性等も踏まえた助言をできるようにしています。また、個別地域ケア会議を適宜開催し、支援者間での意見交換・役割分担・情報共有をすることで、支援困難事例の問題を解決できるよう努力しています。
- ・現状では地域ケア会議は個別ケア会議の実施のみとなっており、個別会議で抽出された課題を解決するための会議を開催していく必要があります。
- ・更なる高齢化社会に向けて地域包括支援センターの職員体制等の充実が必要です。

##### <包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施状況>

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	内容
ケアマネジャー研修会・介護予防プラン作成研修	10 回	12 回	10 回	16 回	21 回	ケアマネジャーに対して情報の提供や研修会を開催する。
地域ケア会議の開催	4 回	※57 回	※44 回	※40 回	※41 回	

※平成 28 年度から開始した例外利用検討会議を含む

### (3) 任意事業

#### 1) 介護給付等適正化事業

##### 【事業内容】

不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険事業の趣旨の徹底や良質な事業展開

のために必要な情報の提供、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行います。

主要な適正化事業の内容は①認定調査状況チェック②ケアプランの点検③住宅改修等の点検④医療情報との突合・縦覧点検⑤介護給付費通知の送付です。

### 【現状と課題】

- ①認定調査員の資質向上のため定期的に学習会を実施するほか、認定調査員による調査票をケアマネジャー資格を持つ職員がチェックを行っています。
- ②ケアプランの点検については、現在新規申請のプランのみ提出を求め点検をしています。令和元年度は新規申請件数 424 件のうち、294 件の提出がありました。提出されたものについては全件プラン内容を確認し、明らかに問題があるケースについてはケアマネジャーにプランの返却を行っています。今後は提出を求めるプランの抽出方法の検討が必要です。また、ケアマネジャー等の有資格職員が点検を行っていますが点検件数が多く丁寧な点検やケアマネジャーへのフィードバックは十分とは言えません。抽出するテーマを絞るなどより効率的な点検方法について検討が必要です。
- ③住宅改修については、工事内容や金額の妥当性を判断するために、必要があれば担当者が出向いて確認しています。平成 26 年度からは理学療法士が同行しています。
- ④国民健康保険・後期高齢者保険加入者については、突合・縦覧点検について国民健康保険団体連合会に委託して実施しています。（認定者の 9 割が国民健康保険・後期高齢者保険加入者です。）
- ⑤介護サービス利用状況確認のため利用者に 2 か月に 1 度、介護給付費通知を送付しています。給付費通知送付後には「何の通知か」「支払いが必要なのか」といった問い合わせが 1、2 件あります。介護給付費について啓発の機会にはなっていますが、適正化につながっているか費用対効果はみえにくい事業となっています。通知の方法、発送頻度等の検討が必要です。

## 2) 家族介護支援事業

### 【事業内容】

介護方法の指導や、要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、①介護教室の開催、②認知症高齢者見守り事業、③家族介護継続支援事業など、必要な事業を実施します。

### 【現状と課題】

- ①家族介護教室および認知症介護教室等の「家族介護教室」は、介護知識・技術の習得や参加者同士の交流の場となるほか、高齢者支援センターとの関わりを深めることができる場となっています。一方、認知症介護教室は、認知症への理解を深めるとともに、地域で生活する高齢者を支える仲間等として、各種事業への誘いかけや地域交流にもつながっています。4 圏域での開催を目標としています。介護者の負担軽減を図るような企画を開催します。
- ②地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できるしくみの構築・運用（おかえりネットワーク・徘徊高齢

者家族支援サービス事業)を確立できましたが、ボランティア等による見守り訪問活動などが今後必要です。また、湖南省徘徊高齢者家族支援サービス事業として、みまもりタグ感知の貸与、GPS ココセコム利用の初期費用の助成を行っています。

③家族介護継続支援事業の一つとして、民生委員・児童委員を通じて介護激励金を支給しています。

#### <家族介護支援事業の実施状況>

事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	内容
家族介護教室	延べ 46 人	延べ 50 人	延べ 53 人	延べ 6 人	延べ 13 人	介護者の集いを開催し、介護者の負担軽減を図ります。
認知症介護教室	延べ 177 人	延べ 49 人	延べ 人	延べ 人	延べ 人	認知症の理解を深める場や地域交流の場を設けています。
家族介護者交流事業(元気回復事業)	22 人	23 人	53 人	6 人	13 人	介護者の交流できる場を提供し、介護に対するリフレッシュを図ります。
認知症サポーター養成事業	延べ 644 人	延べ 585 人	延べ 420 人	延べ 627 人	延べ 495 人	地域の依頼を受け、サポーター養成講座を行います。
認知症キャラバンメイト支援養成事業	年6回の連絡会と研修会・啓発活動	年6回の連絡会と研修会・啓発活動	年6回の連絡会と研修会・啓発活動	年6回の連絡会と研修会・啓発活動	年6回の連絡会と研修会・啓発活動	認知症キャラバンメイトの養成を継続的にしています。
寝たきり老人等介護激励金	101 人	115 人	79 人	86 人	78 人	在宅で寝たきり、または認知症の高齢者を介護されている介護者に支給します。

### 3) その他の事業

#### 【事業内容】

介護保険事業の運営の安定化および被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため、①成年後見制度利用支援事業、②福祉用具、住宅改修支援事業、③認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業、④認知症サポーター養成事業、⑤地域自立生活支援事業(◎高齢者の安心な住まいの確保に資する事業、◎介護サービスの質の向上に資する事業、◎地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業、◎家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業)を実施します。

#### 【現状と課題】

①成年後見制度の利用支援(審判の請求、費用負担、報酬助成)を実施することにより、権利擁護の観点に立った支援調整や、疎遠になっていた家族支援等につながっています。法定後見制度は、親族調整をはじめ、事務の煩雑さや、後見(保佐、補助)人候補者の調整、専門職後見の報酬額等の課題が多いです。

③平成 30 年度より認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業が実施を始めました。対象者が非課税世帯の高齢者に限られているので利用者は少ない状況です。

⑤介護サービスの質の向上を図るため利用者と介護保険事業者のパイプ役として介護相談員を設置し各事業所を訪問していますが、感染症等拡大によって訪問する機会が減少しています。

<その他の事業の実施状況>

事業	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	内容
成年後見制度等 利用支援事業	1 人	3 人	3 人	6 人	6 人	親族等がいなかったり経済的な理由のため成年後見制度の利用が困難な高齢者に対して、審判の請求やその費用負担、また報酬の助成の支援を行います。
住宅改修支援事業 (理由書作成)	18 人	15 人	13 人	13 人	22 人	適正な住宅改修のための理由書作成の支援を行います。
介護相談員設置 事業 (派遣回数)	延べ 312 回	延べ 330 回	延べ 304 回	延べ 317 回	延べ 291 回	利用者と介護保険事業者のパイプ役として、介護相談員を養成し、相談機能の充実を図ります。
ひとり暮らし高齢 者ふれあい給食 事業補助	延べ 1,406 食	延べ 1,514 食	延べ 1,033 食	延べ 1,061 食	延べ 1,031 食	ボランティアの協力により、ひとり暮らし高齢者に対し友愛訪問・安否確認を兼ねて給食を届けます。訪問回数は各年 23 回です。
高齢者 24 時間 対応型安心シス テム事業	79 件	77 件	65 件	63 件	61 件	ひとり暮らしまたは高齢者のみで暮らしている人に、事故等による通報に随時対応するための体制整備(電話を受付、適正なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等)を行います。
外出支援サービ ス事業	2 人	2 人	4 人	4 人	4 人	ひとり暮らしまたは高齢者のみで暮らしている人で公共の交通機関を利用できない人に通院等の送迎を行います。登録後、転出や施設入所により利用者が減少したが平成28年度・29年度に新たに登録された人がいます。
生活管理指導短 期宿泊事業	2 人	2 人	0 人	1 人	0 人	体調が不良な状態に陥った場合などに老人ホーム等に一時的に宿泊していただき、生活の管理指導を行います。
福祉工房事業	20 回	22 回	21 回	20 回	22 回	福祉工房「あぼし」を拠点に、自助具・福祉用具等の相談・啓発・作成等を行います。
認知症対応型共 同生活介護事業 所家賃所事業				1 人	9 人	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)に入所し補助対象基準に合致する高齢者に対し家賃の補助を行います。

## 2. 地域支援事業の見込み

### (1) 地域支援事業にかかる費用の見込み

地域支援事業は、要介護等状態にならないよう介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する事業です。令和3年度より市が必要と認める居宅要介護被保険者について総合事業の利用が可能となります。

単位：円

	第7期実績			第8期計画			第9期計画	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
合計	112,519,874	134,633,188	131,292,000	139,401,000	141,501,000	141,601,000	139,465,096	145,739,140
介護予防・日常生活支援総合事業費	49,904,354	34,723,748	32,911,000	40,731,000	40,731,000	40,731,000	35,478,995	35,347,211
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	53,873,491	72,379,602	68,067,000	68,000,000	70,000,000	70,000,000	73,672,101	80,077,929
包括的支援事業（社会保障充実分）	8,742,029	27,529,838	30,314,000	30,670,000	30,770,000	30,870,000	30,314,000	30,314,000

### (2) 地域支援事業の内容

地域支援事業	地域支援事業の内容
介護予防・日常生活支援総合事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護予防・生活支援サービス事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問型サービス</li> <li>・ 通所型サービス</li> </ul> </li> <li>○ 一般介護予防事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防教室</li> <li>・ 地域参画事業（健康カラオケ教室「こなんTHEボイス」）等</li> <li>・ 地域リハビリテーション活動支援事業</li> </ul> </li> </ul>
包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括的支援事業</li> <li>・ 介護予防ケアマネジメント業務</li> <li>・ 総合相談支援事業</li> <li>・ 権利擁護業務</li> <li>・ 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務</li> <li>・ 在宅医療、介護連携の推進</li> <li>・ 認知症施策の推進</li> <li>・ 生活支援サービスの体制整備</li> <li>・ 地域ケア会議</li> </ul>
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護給付等費用適正化事業</li> <li>・ 成年後見制度利用支援事業</li> <li>・ 家族介護教室事業</li> <li>・ 認知症高齢者見守り事業</li> <li>・ 介護サービスの質の向上に資する事業（介護相談員設置事業）</li> <li>・ グループホーム家賃補助事業</li> </ul>